

○政府委員(山中徳二君) 私どももいたしましては関係機関に意見を述べたして処置をとつてもらふわけでありまして、関係機関の長で私どもの注意に對しまして適當な処置が講ぜられるものと期待しておるのではありません。

○松永義雄君 この査察というのは職員のところへのみ、或いはその職員の関係している場所だけの査察をなさるのですか。人民である第三者までもこれが査察を及ぼして行かれるのですか。

○政府委員(山中徳二君) 監察をいたしますのは行政機関の業務の運営状況が直接の対象になるわけでありまして、これを監察いたします場合には、関係行政機関なり、従つてその職員につきましては、その仕事をやつて行きますに關連いたしました必要なことの調査の対象としていろいろのことを、資料を提供を求めましたり質問をしたりするわけでございますが、その仕事に關連いたしましてやはり人民と申しますか、一般の関係者に対しては資料の提供等を頂いたほうが監察の結果を裏付けするのに適當であると思ひます。場合には、関係機関以外の他の者に對しまして監察上の協力をして頂くという事でございします。

○松永義雄君 提案理由の説明にある、一般関係者に対する場合と同様、この一般関係者というのはどういう意味なのですか。

○政府委員(山中徳二君) 一般関係者と書いてありますのは、現行法の四条の第三項に、「長官は監察上の必要により、公私の団体その他の関係者に対し、」ということを指したものでございまして、直接この監察の対象になつて

おります行政施策に参加しておりますもの、或いは補助の業務を執行しておるといふものと區別いたしまして、その他監察の対象になつております行政施策に關係のあるもの、こういう意味でございします。

○松永義雄君 具体的にお聞きしたいのですけれども、例えば公共事業の請負をやつておる人の工事場まで行つて、そういうところへ実際に調査するということがあり得るのですか。

○政府委員(山中徳二君) ちよつとはつきりしませんが……

○松永義雄君 例へば公共事業について、その事業を請負つておる者の仕事の現場まで行つて調査するということが、そういうこともあり得るのですか。

○政府委員(山中徳二君) 必要によりまして現場に参りまして調査をいたします。

○松永義雄君 そういうことになるかと、曾つて経済査察庁の時に査察官が何か許可証みたいなものを持つて行かなければその工場に入れないとか、或いは現場で調べることができないということになつておつたのですが、今度は自由に入れるということになるのですか。

○政府委員(山中徳二君) 監察をいたします場合には、特にそういう民間の事業場等に参ります場合には協力を求めるわけでございますので、こういうところを監察したいからというところと連絡いたしまして、協力を得てその場に臨むわけでございます。

○松永義雄君 そうすると同意又は協力がなければ中に入つて監察官は調査することができない、こういうことになるのですか。

○政府委員(山中徳二君) ここにもございしますように「公私の団体その他の関係者」、一般の場合につきましては協力によりまして調査ができる、こういうことでもございします。ですから監察をいたします場合、民間の会社或いは事業場等でもどうしても協力を得られないという場合には強制的に調査するということはできないわけではございします。

○松永義雄君 それから先は意見の相違になるかと思ひますが、それで調査が徹底できますか。自信がありますか。

○政府委員(山中徳二君) 私どもの監察の主体が行政機関でございますので、これを実施いたしますことによりまして行政のやり方がよくなるということ、それ、当該の機関或いはそういう事業場等に直接監督権を持つております役所なりその他の仕振りを見に行つてということでありまして、それらの関係機関の協力を得て実施いたしますわけでありまして、私どもの監察の趣旨を十分に御了解願えますれば協力を願えるのではなからうかと存じております。

○松永義雄君 そうすると都合が悪いと思へば拒絶することができて、悪いところは隠してしまふということができてと断定してよろしいでしょうか。

○政府委員(山中徳二君) 私どもの協力に對します連絡なり趣旨の了解を求めましても、どうしても願えないという場合には或いは抽出検査でありますので、他の類似の対象機関を選ぶとか、或いは直接その機関に對しまして業務上の監督権を持つておる機関から

資料をとるといふようなことにならざるを得ないかと思ひますので、成るべくそういう支障のないように進めたいと思つております。

○松永義雄君 そうするとその機関で、公共事業の場合に自由に立入ることができる権限を手えられておる役所がある、こういうことになつておるのですか。

○政府委員(山中徳二君) この公共事業なり事業をやらしてあります契約の相手方になります役所というものは、当然その工事の監督権、検査というような点から、その事業に立入り事業の実施状況を監督し得る立場にある、こういうこともあり得ると思つております。

○松永義雄君 僕が聞いておるのは監察及び検査をすることのできるということと聞いておるのとはなく、現場に立入ることができるといふことを聞いておる。そういう権限が認められておる法文がありますか。

○府政委員(山中徳二君) 只今申し上げました公共事業を実施させておりました事業主体というものは、当然実地に自分で監督ができることになつております。

○松永義雄君 事業主体という意味はお役所という意味ですか。

○政府委員(山中徳二君) 役所の場合でございます。府県がやらしてありますときには、府県というものがやらしておる事業につきましては、府県が実際に調査ができるわけでございます。

○松永義雄君 そうすると提案の法律案の場合には、同意又は協力を求めなければならぬ、同意又は協力を求めれば、同意する、或いは協力する機関、お役所が現場に立ち入つて検査なり、或いはその結果として監督することとができるということになるのではありませんか。その権限のあるお役所が同意又は協力しなければ、結局この提案になつておる監察はそこで足ふみしなればならないということになるのですか。

○政府委員(山中徳二君) これは国の機関が直接やつております国の行政機関の業務につきましては、協力ということとなく、実際に調査することができなわけでありまして、第二条の十二号に該当いたしております委任業務、或いは補助業務等につきましては、当該行政機関の協力と申しますか、こういう監察をやるのだというところの了解を求めるといふことで十分と思ひます。その協力を得て実施する、こういうことになつております。

○松永義雄君 僕の質問しているのは、当該の事業主体が同意又は協力しないときは、只今提案になつておる法律案の監察は足ふみしなことになるのではありませんか、イエスか、ノーかということです。説明なんか要らない。

○政府委員(山中徳二君) どうしても国の行政機関じゃない場合におきまして、公共企業体とかその他というふうな場合、お話のような場合には足ふみせざるを得ない、こういうことになつてわけでありまして。

○松永義雄君 それから先は意見にならうと思ひますが、それじゃ調査が徹底しないじゃありませんか。格段の場合にも調査ができないことになるのじゃないですか。

○政府委員(山中徳二君) 私どもの行政監察の目的が行政運営の改善であ

り、これらの各行政機関もそれ／＼行政運営の改善をするというこの熱意においては、毫も変るところはないものと思ひます。私どもの行政監察の趣旨を連絡し、その改むべき点を相協力して改めようというものであります。で、私どもの従来のやり方、経験から徴しましても先ず当該機関の協力を得られるものと確信しておる次第であります。

○松永義雄君 何か只今の答弁によると、道徳的な考え方が入つておるようでして、その主体事業自体が改善の熱意を持つてゐるというなら、何もこんな法律を出す必要はないじやないかという結論になります。まあこれは言葉のやりとりで水かけ論になりますから答弁を願わなくてもいいのですが、法律というものはそういうものではないので、そういう必要があればこそそういう規定をおくのだ、併し足るをやるという或る限界があるのではないのか。何も欠点もなければ、それに携わる人がいい人なら、何も好んでこんな屋上屋を架する必要はないじやないかという議論が出て来るのですが、大野木さんどうですか。

○政府委員(大野木克彦君) 御承知のように行政管理局の主として対象としたしめるのは各行政機関でございます。で、勿論只今の協力云々ということではなく徹底して監察ができるわけでございます。ただその行政機関の監察をやりますのにつきまして、裏付調査として公共企業体でありますとか、その他補助とか委任とかいうような関係にありますものの業務の状況を調査をするという場合に、只今おつしやつた

ようなことがあり得るわけであります。つまりそれらに対しては、その行政機関の協力を得て調査をするということになつておりますので、法律的には只今おつしやいましたような歩留りがあり得るのでございまして、私どもといたしましては、只今部長が申しましたように全体として行政運営の改善のためでありますから、行政機関がそれに対して協力をしないということはあり得ないという期待を持つてゐるわけでございます。

○松永義雄君 曾つて経済査察庁が査察官かというものを設けたときに、これは相当問題になつたのですが、強力に行かなければ実効を奏しないという規定になつて、それで国会に審議されたから念のために私言つたのですけれども、まあその点は一水かけ論だから終りにして、もう一つ別な点をお尋ねしたいと思つたのですが、監察の結果仕事の上に欠陥がある、或いは別に悪意でやつたことでない、善意ではやつておるがもう少し知恵を出したらいいのではないか、或いは意見も聞いてみたらどうかといつたような結果になる監察もあらうかと思つたのですが、そうした結論を得られた場合には、これは勧告するとか、どういふことをなされるつもりですか。

○政府委員(山中徳二君) お尋ねの点につきましては、結論から申し上げますと、同法の助言は勧告するわけでございますが、いろ／＼はつきりいたしておりますが、点もございまして、或いは一つの仕事のやり方については観点が幾つもありまして、一つの観点からはこつたほうがいけないけれども、それは他の観点からは又別のことがあ

る。例えて申しますれば、郵便物の運送というふうな面につきまして、経済的にはこつたほうにやつたほうがいいということがあるけれども、或いは郵便物の安全輸送という点からはこつたほうはいえないというふうな議論の点があるかと思ひますが、これらにつきましては、私どものやり方といたしましては、一應全体的ないろ／＼の資料に基いてそちらの意見を求めて、その結果中央におきまして更に最終的に相手方と討論をいたしまして、その結果相手方の納得いたしました事項も出て参りますし、或いはどうしても意見が違つてゐるような場合も出て来るかと思つてゐるのですが、そういう手続を経まして最終的に改善の対象といたしました事例は、これを取りまとめまして相手方に勧告をする、こういうことになつておるのであります。

○松永義雄君 大野木さんにお話するのとよくわかると思つたのですが、例えば土木事業の機械を輸入する場合に、外国の優秀な機械を輸入して使つたら非常にそれが楽になつた、これは小河内のお話ですけれども、そのように現在技術導入だとか、いろ／＼大切なお話を聞かせて外国から技術の輸入しておるわけですが、この監察という言葉は只今のお話によると人そのものが悪くて、これをよくするといふためにそこには深い智能が必要になつて来るのではないかと思つたのですが、一体監察庁といふんですかそのお役所の組織はどうなつてゐるか知りませんが、そういうところまで行く自信を持つておられるのですか、どうでしょう。

○政府委員(大野木克彦君) その点につきましては、監察に従事します職員

の教養と申しますか、質と申しますか、そういう点が非常に大事なことは私どもも十分に考へております。長官も常に監察の強化ということは法律的な権限の強化もさることながら、監察に実地に従事する者の能力を高めるといふことが最も大切であると言つておりますので、そういう点については今後とも研修その他いろ／＼努力をいたしたいと思つておりますが、只今におきましては、一応のところ例えば機械でありますとか或いは又土木でありますとかいふ方面の専門知識を持つてゐる者もおりますので、大体監察部といたしましては監察部長の下に参事官が五人おりまして、それがそれ／＼従来経験、出身その他を勘案いたしましたて、各省を分担いたしております。機械等に関しましては機械の出身の参事官が担当するといふ行き方をいたしております。

○松永義雄君 どうも只今の答弁で、甚だ失礼ですけれどもどうも安心ができません。知らんが昔の監察官といつたやうな感じが出来るのです。何かこつたところだけを探して歩くといふ感じがして来るのですが、ところが話を聞いてみると一つの欠点或いはそれが欠点でなくとも、もつといふ考えがあれどもつといふ考えを注ぎ込んで行くのだ、そこまで進んで行くのだ、こつたお話をあれはその組織なり人的関係といふものは相当広範にして深いのでなければならぬ。殊にこれはやはりベダンチックになるということもないと思つたのですが、最近科学の進歩といふものが非常に強調されておる、日本経済建直のために科学が必要だ

と、こつた言われておりますが、これだけの法案の提案理由の説明なりこれだけの人員で満足できるという自信があるんですか。それとも将来とんだんだん拡大して行つて、そういう研究をやつて具体的に指示して行くという熱意を持つて行かれるのか、その点をお聞きしたい。

○政府委員(大野木克彦君) 仰せのやうに今の監察をやつておりますのは、いわゆる非違の摘発という点に偏しないやうにといふふうな考へておりました、むしろ各省と協力して、いわゆる各省の行政運営の補完をして行く、ともどもに研究をしたり第三者の眼から見て是正すべき点を是正するといふやうにして一緒になつて行政を改善して、それによつて国費の節約も図つて行こうといふやうな立場をとつております。又見方によりましては、そのやり方は非常になまぬるいといふ非難もあるものでありますけれども、差当りの我々の建前といたしましては、只今申上げましたやうな行き方をしようと思つております。従つて只今お話にありますが、指針権その他非常に大事な問題でございますので、私どもといたしましては、只今も申上げましたやうにできるだけ研鑽をいたしまして、そういうやうな期待にそい得るやうに腕を高めて行きたい、こつたやうに考へております。

○松永義雄君 もうこれでおしまひにしたいと思つたのですが、僕も或るかたから聞いたことなのですが、とにかく一般会計予算の中で研究費が非常に少額であります。科学技術審議会とか何とかいふお役所がございすね、

お役所か、お役所みたいなものが。あれが非常に予算が少くて研究調査が徹底しない。まあそれがために、衆議院です。

でも相当考慮されたかたがあるようなんですけれども、この提案理由を見ると何か悪いことをしておるやつを、それだけを指摘して行くというふうなふうな感じが強く与えられるのです。実際そんなことでは日本の復興はできないので、積極的に新しいアイデアを刷えるということをしなければならん、まあ一つそれだけの熱情と気魄を以てやつて頂きたいと思ひます。

○政府委員（山中徳二君） 第五項の実施します場合は、権限の範囲といたしまして現行法の改正でも同様でございますが、第二条の第十二号という規定がございまして、これは現行機関を調査いたします場合には、国の行政機関の監察に関連をして実施をするためにその点の調査を実施いたします場合に、私どもの監察に臨みます趣旨が国の行政機関の監察を行政管理庁として

○竹下豐次君　ちよつとお尋ねいたしますが、この改正案の第四条第四項の場合と、五項の場合を比較いたしました、これは松永さんの御質問の中に或いは包含しておつたかと思ひますが、四項の場合には当該行政機関と協力する必要がなく、調査したいと思へば実地に監察部から行つて調査することが出来る、こういうことになっております。五項の場合には行政機関と協力してやらなければならないということになつておりますので、協力をしない、それをやめてもらいたいということを当該行政機関が意思表示をした場合には、書面による調査も実地による調査もできないというふうになるのじやないかと思ひますが、そう解釈してよろしうございますか。

○政府委員(山中徳二君) 非常に法律的に読みますればお説のようになるかと思ひます。

○竹下豊次君 それから四の場合と五の場合、つまり行政機関の業務について調査する場合と、第二条第十二号に規定するつまり公共企業体等を監察する場合と、一方はその承諾を要するけて詳細に調査いたしましたて、そうしてそれらの当該機関の監督振り、指導振りが十分であるかどうかということの裏書きにいたしたいと、かような趣旨でございますので、やはり第四条の四

項の行政機関の場合とは監察を行なうて行きます筋が違いますので、そのようにならせ方を変えました。

○竹下豊次君 二重監督の点をお考えになつておるようで、それは一応御尤もだと思ひますが、その議論は行政機関の出先機関の調査ということについても同じことじやないかと思つておりますが、この間私質問しましたときのお答えでは、そういう場合には、出先機関には直接監察部から行つて監察することができののだという御説明がありました。ちよつと調子が合わないやうな氣もします。

○政府委員(山中徳三君) 私どもも出先機関も勿論調査実施するわけでありませんが、実施いたします場合には、やはりその中央の方針に基きまして一体として動いておると、その一体として動いておる出先機関が実は中央の方針なり施策なりにずれてやしないかというような観点から、地方の支分部局を見るところにということになりますので、かような場合におきましても、これは中央地方一体としての監察眼の下に実施するつもりであります。又実際の問題というたしにしても、地方だけ切離すということでありませんで、地方を見ます場合に、地方がさような動きをしておりますことは、中央の出先としての一体的に動いているかどうかということが、

監察の何といひますか出発点になるわけでございます。その点は、地方と申しましても中央と一体としての地方という意味で監察を実施いたしておるつもりでございます。

○竹下重次君 先ほどお答えのうちにありました、この二条の十二号に該当するような団体等の場合においては

いろんな問題も多いのだということでありました。それだから私しつこく申上げるわけがあります。それを逆にお

考えになつてゐるのじやないか。非常
にやりにくい、むずかしい、うるさい
ところだからまあ問題の起らないよう
にやつて行こうというふうなうの心
持が潜在しておるのではないかという
ことを私は疑うのです。甚だ失礼です
けれども、それでは本当に私は監督は
できない、監査はできないのではない
か、こう心配するのです。この間私は
今度の新しい改正案においてどの点
が強化されておるかということをお尋

ねしましたが、各条項について大野木さんから御説明を承りましたが、あの御説明を承わりまして、どうも私は余り強化されておるとは思えない、どの点も。第一、この第三項に書いてあるのは現行法の四項と同じことです。それから四項の「長官は、監禁を行うため」云々、これも實際やつておられること。それから5がちよつと違つております。5は現行法の十二号、あそここのところに似寄つたことになりましたが、「書面により」というところが違つておるといふくらいで、これは「当該行政機関と協力して、そうして調査することができ、これも實際やつておられる。それから六項は現行法と同じこと。七項は新しい規定であ

りますが、恐らく現在でも長官は問題をお調べになつたあとで勧告を当該行政機関にされる、その場合には「その勧告に基いて執つた措置について報告を求めることができる。」という、現行規定はないけれども恐らく相当の御返事があつておるはずだと思います。これをされずにおかれるはずのことで

はないと思う。相当大部分返事してもらえるということになれば、この条項も今までやつておることをただ条文に

表わしたということのほかは大した意味はない。ただ、今まで義務的に法律で受身の長官に、義務はなかつたけれどもそれを法律で負わせるということではつきりすることにはなりますけれども、今日まで相当にいい加減なこともせずに返事しておられたという実績があるならば、その法律に書き改めた格段な強化というふうには受取れない。その次もやはり同じようなことで、「内閣総理大臣に対し、関係行政

機関の長に所管事項の改善を指示するよう意見を具申することができ。」といふれども恐らく内閣総理大臣にはあなたのためにはどうしては相當の意見も具申しておほうとするは當然の意見も具申しておられるだろうと思つておりますが、これは聞いて見なければわかりません。速應して或いはそこまでおやりになつていないかどうか。おやりになつておるとすれば、やはり第七項についてと全く同じ理由で、余り現在の状態がこの条項によつて強化されると思つたに。それから9もやはり關係行政機関の長に對し、これに關し意見を述べることができ、これはお述べになつておるわけです。この規定だつて強化の規定ということではなくして、實際のこととをそのままに条文にしかつめらしく

お並べになつたといふことにししか過ぎない。で大した意義はない。そうすると、何が一体どこに、強化するとおつしやるけれども、どこに強化されておりますか。残る問題は私は5の問題が主だと思ふ。これが直接あなたの力で強力に監察するはつきりした条文にまつて行かない限り、殆んどこの改正の

必要はないじやないか。而も各行政機関に対する監察よりも一層遠慮して手を出しつづけておられるのがこの五項の規定です。そう考えてみると一体何が強化だという気持ちが出てこないのですよ、私は。これを各行政機関と協力するということは、政府内部の内輪の仕事としておやりになればいいことです。そんなことを何も法律に謳う必要はない。同じ総理大臣の下にあるのだから協力するというところでいいことじやないか。それは書いてたつて邪魔にはならないようでありますが、解釈のしようによつては、これはもう協力するのはいやだ、君の方で手を出してくるのはいやだからやめておけと言え、どうにもならない。先ほどのお答えのように法律的にはそういうふうになつておる。こういう条文をはつきりお書きになるがために、却つて監察部の権限を弱める規定にこそなれ、強化する規定にはならないじやないか。協力しなければならぬとか、求められたときには行政機関はそれに応じなければならぬという規定があれば、これは意義がある。併しこれで見るとあなたの方が働きかけ各行政庁は受身になつておられますが、受身のほうが強い関係になりはしないか。受身のほうの官庁の意思一つによつてきまるものであります。この間もちよつと申しましたが、この間名古屋に行きましたときに聞きました一つの例を申ししても、県庁がどうも乗つてくれないというふうな事例がある。これは行政管理局は別ですけれども実際は同じじやないかと私は思ふのであります。で何とかこれをそう遠慮なさらないで、もちつと

力強い権限を持ち得るような条文にお改めになつたほうがいいのじやないかという意見を持つので、甚だ申し上げるのにもちよつと気が早いかも知れませんが、けれども、そういう気持ちがいたしません。どれを見ても強化されておりました。新聞には非常に大きく出ておりましたよ。まあ新聞の記事をどうというのじやありませんが、たび／＼申しますようにしつかりやつてもいいたいという気持ちがあるからこういうことをくどく／＼申上げるのであります。先ほど来、強行策に対する私の想像を交えたことを申しまして、意見がましくお尋ねいたしましたのであります。若し私の考えが違つておる点が實際ありましたらその点を又はつきりして頂いたら、私の考えも改めることができるとも知れぬのです。どうぞ。

○政府委員(大野木克彦君) 只今お話がございましたように、まあ従来やつておつたことを法律に書いてあるに過ぎないじやないかとおっしゃいますと、そういう部分も相当あるのでございますけれども、併しやはり法律的に規定いたしますというところは、それだけ権限としてはつきりいたしますので、それだけ強化されたと言ひ得るのではないかと考へておる次第であります。大体今度の改正の考え方は、今まで事実上やつておりましたことを肯定いたしまして権限をはつきりするということ。それから例へば七項、八項のごときは、先ほどの協力云々のお話と同じような場合で、法律的にはそれだけ強まる、法律で規定をいたしますれば、まあ勧告の場合でも従来は必ずしもそれに対する回答の義務はなかつた

のが、これで義務付けられるというようになつてまいりますので、従来よりは強まつたというふうな考へております。ただ監察の範囲につきましては、このたびは特に今までよりも広めるといふことをいたしておりませんので、ただその調査の方法等を法律ではつきりいたしたという程度でございます。只今お話の五項関係につきましては従来よりも範囲としては出ていないわけでございます。これにつきましてはいろいろ意見もあつたのでございますけれども、御承知のようにこれらの対象となりまゝものは、政府関係機関であるとか或いは又地方公共団体であるとかいうようなものでございまして、それらの一方においては自立性を相当尊重しなければならぬと考へ、又一方においては例へば公共企業体なんかに対しましては大蔵大臣の従来ありました監督権限なんかも、一部においては外すというふうな状況もございまして、それらを勘案いたしまして、従来やつておりましたことを権限として規定するという程度にとめたわけでございます。

○竹下豊次君 只今お話の七、八、九あたりに対しまして、ここにお書きになるのが悪いということをお書きになるのではないのであります。それはおわかりだらうと思つております。幾らかはつきりしているという形になりますけれども、幾らかプラスになりすけれども、これは併し書かなければ書かなくなつた大したことはないのだと、こういう意味にお考へになるのかないのじやないかという。それからまあ自治体等なんかについて考へ、いろいろ自治体の本質について考へなければならぬということをお前の前も伺いましたが、それは自治体その他の団体が正しく行動するということとを前提にして考へなければならぬと考へ方だらうと私は思ふのです。この間も説明が会計検査院からあつたように、あんなにひどい手を抜いた工事などをして、この間も申しましたように、私から言えば犯罪を構成している例が相当多量にあるだらう、そういうふうなことをやつておる。この際だ自治の理想的何とかいう抽象的なことばかし考へて遠慮し過ぎていたら、いつになつても悪いのを助長するやうなことになるつてしまふ。むしろ我がま放逸にしておいて子供に教えてやらないのと同じことです。親が叱らないのと同じことで、だから好ましいことじやないけれども、私はやむをえない今日の情勢じやないかと思ふのです。法律でそれができないかと言へば私はできると思ふ。現に会計検査院は法律に基いてぐん／＼突込んで検査しておる。会計検査院は政府内部の役所じやありません、申すまでもなく、併し法律で規定して自治体の少くともこちらで補助しておる問題とか、或いは公共企業体の問題とか、政府と直接関係のある事柄について調査をするということとを法律でできるということは、私は自治体の本来の性格を侵害する法律じやないと思ひます。これは学者の間に意見があるかも知れませんが、若しそのうだとすれば、会計検査院もやつちやいけないということになる、会計検査院では昔からちゃんとやつておる。法律に基いてやつておるのです。会計検査院でそういう法律を作つてその法律について自治体等の監査ができるというなら、行政管理庁でなぜできないか。できないという法律理論は私はないと思ふのです。自治体々々というものは近頃民主主義という言葉がはやり過ぎてちと申しておるのと似てゐる。その点はあなたたちのお立場としてよくお考へになつて、余計な遠慮はしてもらつては困ると思ふのですがね。もう少し何とかはつきりして行く何かお考へありませんか。

○政府委員(大野木克彦君) その点確かに一つの御見識と拝聴いたすわけでありませんが、私個人的な考えから申しますれば、この点につきましては、実は今御承知のように地方制度調査委員會議で、地方制度全般についていろいろ審議されておりますので、地方団体等の性格についても論議が行われておりますので、実はそれを待つて第二段に考へたらどうかというふうな考へておる次第でございます。

○竹下豊次君 先にお考へになることはいいけません。理窟は一本通りまゝからね、法律的に考へても又今日の社会の事情、實際の状況から見ても私は筋道の通つた議論だと思ひます。それで地方制度の會議あたりでどうきめるか知れませんが、そつちで又ほかの理論が立つてそのほうが正しいということになれば、又そのときお考へる立場としてそう尻込みされるということとは、どうしても私たちの気持ちとして納得できない。

○松永義雄君 さつき大野木さんの答弁の中に重大な点があつたのですが、その勧告は義務を負うものですか。○政府委員(大野木克彦君) 義務と申しましたのは、法律的に強制されたそ

れに對する義務というのではなくて、権限を規定されますからその反動としての義務と、そういうような意味であります。

○松永義雄君　そうすると報告された相手方は聞かなくても聞いてもいいということになるのですか、法律的にはです。

○政府委員(大野木克彦君)　特にその罰則という点まで行つておりませんので、どうしても聞かれなければ止むを得ないだらうと思ひます。併し御承知のように相手は普通の場合には一般の公務員でございますので、一般の公務員でありますれば法令に従わなければならぬという義務がございますから、先ずこういうふうな規定されておりますれば罰則がなくてもそれに應じた行動はとらなければならぬというふうな考へております。

○松永義雄君　なぜ私はそう言ひかといふと曾つて法務府に報告権が総理大臣に對してあつた、それから人事院の報告権があつた、今までそれが効果を生じたことがないので、従來の習わしにおいて報告というものの扱い方が實際に実効を奏しておらない。それは竹下さんの御意見にも通ずるのです、報告と書いてあるから、書いてないよりか書いてある、書いてあれば一応報告できるという権限があるのだから、だから報告と書いた。こう申したので、併し画にかいた餅のようになつて何ら効果が生じないなら、これはあつたつてなくつたつて同じじやないか、こういうのですが、前例があるから、まあ意見ですから……

に、財政投融資の監察権があつた、その範圍には及ばないのだ、こういう御答弁が他のかたからあつたのですが、それで只今御答弁の中に大蔵省なら大蔵省の監察権、役目をする人がある、こういうことなんです。ところがここに復金の例を持つて来るまでもないのですが、復金が如何に日本経済に構ひしたかということ、これはもう誰でも知つておる。ところが一体復金に融通された人はどういふ人かといつて大蔵委員会においてあらゆる委員からその表の請求があつたのに未だ曾つて出て来たことがない。これはお役所にも人情があるからなすつておるのだらうと、こういうことと思ひますが、今銀行検査官といふものはあるかないか私は知らないけれども、昭和二、三年の金融恐慌のときに如何に大蔵省の銀行検査が無氣力であつたかといふことの現われである。このために零細な預金者が非常に難渋して、そしてその結果モトリアム運動やいろいろ／＼なものがあつて遂に二・二六事件まで發展したのである。まあそういうことは別にして、大蔵省の銀行検査官といふものは果して忠実に検査をやつておるかどうか、過去の事例はそういうことを裏切ることが多々あるものであります。然るにこの法案を見るとそれだけは外してある。それこそ重大なんです。今年度の財政投融資は三千億円だといつて大蔵大臣は大見得を切つてゐる。ところがその裏にはいろいろの噂、デマが飛んでその真偽のほどはわからないが、併し國民は非常な疑惑の目で見えておることは事実であります。ところが銀行検査官があるのだ、大蔵省にはそういう役目のものがあるのだから必要

がないので、この際はこの程度の範圍にとどめて、交付金だとか補助金だといふ程度の監察にとどめておくのだといふことになつておるのですが、我々はどうしてもそれが腑に落ちない。外部からやるのだというならば、一視同仁にすべてのお役所に對してこれを監察するといふのでなければならぬ意味をなさないので、ただ法文上だけから採り上げてそれをやるさう言つても法律というやつは公平に行かない。法律の何というか信用力というか、法律を守るという立法精神が薄らいで来るのじやないかと思ひますが……その最後の点だけを一つあなたの御意見をちよつと聞いておきたいのです。

○政府委員(大野木克彦君)　先般監察部長から御説明申上げましたと思ひますが、先ほど来竹下先生から公共企業体、地方公共団体等に対する監察につきましても御意見がございましたのでございしますが、只今のところ私どもといたしましては行政機関の行政監察といふことを対象としておりますので、それに関しましては補助又は委任の場合に公共企業体その他の業務を調査できるという程度にとどめておりまして、出資いたしておりますほうにつきましては、只今お話のように開港銀行でありますれば大蔵大臣が報告をさせたり、又事務所に立入つたり、その他業務の状況、帳簿の検査等ができるような規定になつておりますし、又会計検査院も検査することができるといふふうになつておりますので、それ以上更に行政官庁からも監察をするといふことは、屋上屋を架するやうなことになるはしないかといふ、これらの団

体の性格の点とも考へ合せまして、又官庁の能力等を勘案いたしましたして、現在のところは只今の範圍にとめておるわけでございします。

○松永義雄君　前から御説明があつたように、会計検査院は將來どうするかといふことの新しい考えをするために検査するのではない、過去の事実だけを検査するのだといふことになつておつて、今度のできる法案は、積極的な考え方も含んでおるのだ。然らばその会計検査院の足らざることを補うという意味において、この法案の調査を行うことが必要であるのではないかと、会計検査院の件について、今私が申上げました、わかりきつたことかも知れませんが、その点について御答弁願ひたい。

○政府委員(大野木克彦君)　御承知のように会計検査院は決算が一番大事な仕事でございしますけれども、なお先般の改正によりまして當時検査をされるという点になつておりますので、そういう点におきましては私どものほうの調査と重複するわけでございします。したが、／＼申上げますように、会計検査院は第三者としての政府の外部からの検査でありますし、こちらは行政官庁といたしましては政府の内部におきまして各省の仕事の負担をするという意味の調査でございますのでおのづからそこに違いがある、こういうふうな考へております。

○松永義雄君　先ほどお尋ねして大いに激励の言葉を申上げておいたのですが、監察といふものは將來積極的に何かをなさんとするその考え方を生むためであるといふのであつて、然らばその監察といふものは非常に深いものであるし広いものであるといふことにな

る。そうすれば大蔵省が行う銀行検査官という役があるのかどうか知りませんが、一体そういうものの権限といふものは調べておらないのですか。どうしたらこういうものが財政上よくなるかといふことを、その一端をとらえていけるのが今のこの出ている法案です。ところがそれ全部に及ばなかつたら意味をなさないんじゃないか。もつとこの監察は深くして広いものであるべきではないかといふことを申上げたわけなんです。ところが中途半端なんです。公共事業について例へば補助金とか委任事務だけを調べたい、それ

が委任事務だけや総務下にあるものにしては余りに貧弱な感じがする。そういうものをさういふところに欠点があるから摘発して行くんだというなら、まあそれでもさういふ理窟ならわかるけれども、積極的の考えも持つて行くのなら全般的に調べて行くといふことにしなければ意味をなさない。だからどこかに予算制權を一所所に集めて握らなかならんといふやうな議論も曾つてあつたやうなわけでございまして、遠い先のことを考へるともうそこへ繋がつて来る一つの考え方のようにも見える。どうもこの出ている法案の御説明を聞いてみると、どこから言つて来たからしやうがないから、こういう法律でも作らなければしやうがないじやないかといふ感じがする。竹下さんのものの言ひ方とはちよつと違ひけれども、どうもそこに特にこの程度のものをごさえなかならんといふ理窟が一体どこにあるかといふ疑問が出て来るのです。どうなんですかそれ。何度聞いても同じことではしやうけれども、同じ感じが出て来るのです。

○政府委員(大野木克彦君) 従来の監理庁の監察の権限並びにこのたびの改正で十分徹底しているとは言えないと思います。併し差当りは先ず第一段としてこの程度の改正にいたしまして更に將來を期したいという考えでございます。

○委員長(小酒井義男君) ちよつと速記をやめて下さい。

午後三時四分速記中止

午後三時二十四分速記開始

○委員長(小酒井義男君) 速記を始め
て下さい。それでは行政管理局設置法
の一部を改正する法律案につきまして
の質疑は次回に繰行いたすことにいた
しまして本日はこれにて打切りをいた
します。

○委員長(小酒井義男君) 次に行政機構
閣職員定員法の一部を改正する法律案
を議題といたします。 それでは前回要
求をしておきました資料が出ておりま
すので、資料に基いて質疑をいたした
と思います。 総理府のほうから質疑
をいたします。

○竹下豊次君　総理府の調査室の定員が七名である、それが今度約三倍余りに定員が殖えるという岡部さんからの御説明でありましたので、私からその仕事が増充されるのでありましようかということをお尋ねしたので、ところがそれに対するお答えが私が満足するほど細くありませんでしたので、係りのお方と御相談の上後日御説明を願いたいと、こう言ってお頼みしておいたのですが、現在の状況はどうなつておるか、今後の御計画はどうかということを御説明願いたいと思います。

○政府委員（江口見登留君） 調査室ができました当時、定員の成立を見ないままに発足いたしましたのであります。従いまして仕事の重要性から考えましてこれに関係のありますような各庁の兼務者を以ちまして、兼任の常勤者の

ります。勿論各庁それぞれ、の本来の事務の必要から長く職員をこの調査室に派遣しておくことは困難になつて参りましたし、各省も非常に忙がしいのであります。できるだけ早く返していただきたい、調査室固有の定員を是非と

るようにして各庁から来ておる部分は返してもらいたいというような要望がだん／＼強くなつて参りました。又調査室におきましては、当面の諸問題とつ組むためには、やはり専任の職員がおりまして、じつくりと研究調査をして行くというこのほうがよりよいことは勿論でございますので、その点も十分考慮いたしました結果、二十四名の配置替、配置増ということになつたのでありますが、これは仕事の性質から申しまして財務当局におきましても非常にこの仕事には協力的に理解して頂きまして、そのためにと申しますか直接の関連があると申していいかど

うかは別問題といたしまして、各省庁にありますが弘報関係の定員を各省から平均三割ずつ削りまして、そうしてその数字は三十二名という減になつておりますが、そういう点とも見合ひにいたしまして、調査室に二十四人の増を財政的にも認めるということで、二十八年度の予算にその分が計上されておるわけでございます。

○竹下豊次君　そうすると仕事の拡充はないわけですね。

○政府委員(江口見登留君) いろ／＼班に分れて仕事をしておりますが、その班をふやすとかいうことはございません。その班の中におきまする仕事の充実という点を主眼としたしております。

か。
○竹下豐次君 兼任の人が何人いますか。
○政府委員（江口見登留君） 現在兼任でおりますものは二十九人でございます。従いましてその大部分を各省に返すという恰好になるわけでございます。

○竹下豐次君 弘報關係のほうへよくでお繰合せになつておるといふことをわれ
よつと私も承わりましたが、これは両
方の關係のあることじやないかという
ような疑問も実は持つておつたのです
が、政府全体としてのお考えは片一方
を我慢して片一方に廻す、こういうふ
うに承わりましたがそれも一つの方
法だと思ひます。これは恐らく調査室の
仕事は外務省なり、或いは法務省なり、
或いは国警なり、その他各方面の官庁
で別々に仕事をやつておる、その連絡
をおとりになるのが主たる仕事である
と思ひますが、そういうふう
に理解してよろしうござい
ますか。

○政府委員（江口見登留君） それが主たる仕事の任務である、かように解習して頂いて結構だと存じます。

○松永義雄君 資料をお願いしたいのですが、総理府本府組織令改正によるものが、総理府組織規程というものがあるつて、その規程に調査室の目的というか、説明されておるようですが、その規程は相当長いものでしょうか。短いものだったら謄写に刷つて頂きたい。余り長いものならいいのですが。

○政府委員(江口見登留君) 総理府設置規程を改正しましたのであります。が、極めて簡単な条文でございます。総理府本府組織令の第五条にこういうふうには、政府の重要施策に関するにおいては、政府の重要施策に関する

情報の収集及び調査並びにこれらに関する各行政機関の事務についての連絡調整に関する事務をつかさどる。」
第五條に規定されており、
○委員長(小酒井義男君) 調査室の空員の關係での御質問はございませうか。

○松原一彦君 江口副長官に伺います
が、これも独立後の日本の行政面、その他の現定情勢等に関する資料を集めてこれを分析し或いは総合して整備の参考にするということの必要なことは勿論私も認めますが、ここにも一つの重復がありはせんでしょうか。例えば国警でもこういうことを必ず思想面その他においてはやつておられるに違いないし、その他の機関においてもいろいろこれと同じような資料を集めておるところがあるのじやないでしょうか。よく私は知らんのですが、さつきかの行政監察の方面においても各省内にもそれ／＼ある。この方面の末端の

集機関といひますか、それを集めて中
閣でこれを集大成するといつたようにな
らうという高所から見たる機関があつ
たらお聞かせ願ひたいのです。どうい
ふふうになつておるのでしようか。

○政府委員(江口見登留君) 只今のは
各省間におけるこういう仕事が重複
て行われる虞れはないかというお尋ね
だと存じますが、その点は従来は多少
あつたかとも存じます。併しそういう
ことがあつてはならないということな

一つの狙いでありまして、昨年八月の調査室を設けるようになりましてから却つて国警或いは外務省或いはその他の方面におけるこういう調査というやうなものが、調査室ができたためにむしろ重複しないようになつた、常時

連絡打合会を開いておられますので、方の足りないところを一方で補うというような連絡をこの調査室でとることによりまして、初めて従来やとしますれば重複しておつたのではないかと思われていた仕事が却つてすつきりして来たというふうに我々は考えておるの

であります。

○松永義雄君 調査室の予算というのは二十八年度にはどれくらい出てやるか、お話を承わりたいと思います。

○政府委員(江口見登留君) 調査室の二十八年度予算の総額は八千三百四十七万一千円、こうなっております。それで補正予算で今までの分を四、五、六を差引きますと今後八月以降の予算額は七千二百一十五万五千円、こういうふうになつております。

○松永義雄君 その中で人件費はどれくらいですか。

○政府委員(江口見登留君) 先ほど申しました八千三百四十七万一千円の中に

ちの件件費は一千九万九千円になつておられます。

○松永義雄君　そうすると件件費以外の金はどういふふうに使われるのですか。

○政府委員（江口見登留君）　項目として最も大きいものは調査委託費でございます。これが四千二万七千円となっております。

○松永義雄君　その調査委託費四千円というのは民間に出す金なんですか。

か。それともお役所方面に出す金です。か。

○政府委員(江口見登留君) 民間にあります各種調査所とか、研究所とかいうところに調査を委託するのが大部分でございます。

○松永義雄君 その実績があつたらその表を頂きたいのです。それから将来見込の、何というか、計画というものがあつたら、若し大部なものならばお金の毒ですけれども小さいものでしたら書面で頂ければ非常に結構と存じます。

○政府委員(江口見登留君) 今までのものは勿論予算も僅少でございますので大したものではないでございますが、どういふところにどういふ調査をいたしたかという表を作つて最近に御提出したいと思ひます。

○松永義雄君 なぜ私がそう言うかという、御説明になりましたように、何か政府の仕事をする上に必要な施策の基礎とすべき調査をし情報を集められた、こういうことになつておりますが、これは極めて抽象的であつて、具体的でないからわからないのですが、調査の内容が如何によつては、或いは委託先の如何によつては、何だかどう昔の特高警察のような感じが出て来るかも知れん、こういう杞憂があるのです、どうなんですか。

○政府委員(江口見登留君) 特高警察的な調査というものは全然考へておりませんので、どこにどういふ調査を願おうという場合には、まあ内部手続としましては総理或いは副総理の決裁を経た上で、文化問題或いは経済問題、治安問題、それらの問題につきまして、それらの調査所或いは

は研究所に委託してゐる。詳細は資料によつて御了解頂きたいと思ひます。

○松永義雄君 その言葉の中に、経済の調査を委託するということは、重複になるかならないかという点から判断することは別にして、経済のこともやるというところは一応それ自体として悪くないんだし、何か政治的な調査というふうな面がありはしないか。これは極めて抽象的な言葉ですね。経済に對照して政治的な調査をする、こういうものをおやりになることはしないか。

○政府委員(江口見登留君) そういう意圖を以て調査し、或いは委託したようなことは絶対にございせん。

○松永義雄君 表を頂いて御案内頂きたい。

○委員(小酒井義男君) 総理府の本府の關係での御質問はほかにありませんか。ないようでしたら、次に法務府の關係に移りたいと思ひますが、御異議ございせんか。

○委員(長小酒井義男君) それではお手許に廻してあります法務省の表について説明を受けます。

○政府委員(鈴木一君) 入国管理局の鈴木でございます。入国管理局關係の増員が主たるものでございまして、便宜から一括しまして法務省の増減につきまして概括的な御説明を申し上げますと存じます。

一つは増減、振替増、振替減というところでプラス・マイナス等というのと、それから純増、これだけは是非新たに定員をふやして頂きたい、これだけは減らす。この三つでございまして、順序をいたしまして振替増減という点から御説明を申し上げます。その二枚目を御覧頂きますと、上のほうに監獄という欄にマイナス一八〇というのがございまして、それから少年鑑別所八十七名増、保護鑑別所は九十三名とこの三つのことにつきまして、これはプラス・マイナス零になる。見合になつております増から先ず御説明を申し上げます。少年鑑別所の八十七名の増につきましては、少年院法第二十一条第一項によりまして代用少年鑑別所が本年七月三十一日限り廃止されることになりまして、そのために、従来各家庭裁判所支部所在地の拘留監に収容されておりました少年が、代用でない少年鑑別所に収容されることになりまして、それだけ収容人員が増加をいたし、且つ今後は家庭裁判所の行います調査及び審判の都度、その少年の事件管轄の同裁判所支部に出廷のための護送がいたされなければならぬということになるわけでございます。要しますに、右の代用鑑別所が廃止になりますために、収容人員の増加のために必要とする職員三十六名、これは教官でございますが、それと護送のために必要とする職員、これも教官二十七名の増員が必要である。それから、収容人員が多いために右のごとき護送を以てしては到底処理不能なところにつきましては、分所を設けまして、これに処する必要があるから小倉と平にその

分所を設置いたします。この分所を設置いたしましたために、小倉分所として十八名、平分所としていたしまして六名、以上全部で合計いたしまして八十七名の職員をふやして頂くということになるわけでございます。

その次の保護観察所の九十三名の増につきまして申し上げます、この増員は、成人に對する刑の執行猶予に伴う保護観察制度を実施するために執行猶予の条件を緩和すると共に、これに對して保護観察を加えることによりまして犯罪者の社会復帰を促進いたしまして、社会治安の確保をはかるうとするものでございまして、この制度を実施する要否につきましては、昭和二十六年一月二十日法務総裁から法制審議會に對して諮問をいたしたのであります。その法制審議會におきまして昭和二十六年の五月九日成人に對する刑の執行猶予に伴う保護観察制度要綱というものを答申いたしましたのでございまして、これによりまして法務省では立案を急ぐ一方、昭和二十七年予算におきましてこれに要する経費を計上し大蔵省に要求をいたしたのでございまして、実現に至らず、更に昭和二十八年年度予算においてもこれを要求いたしまして、初年度におきまして漸く九十三名の人員増加が認められたのでございまして、この法制審議會の答申の趣旨に鑑みますれば、平年度におきまして三百名程度の人員を要するのでございまして、今回は九十三名ということになつておるわけでございます。

この制度の実施時期につきまして刑法、刑事訴訟法、犯罪者予防更生法等

の一部を改正する必要があると思ひます。この国会に對しまして刑法等の一部を改正する法律案をいたしまして提案をいたしておるのでございまして、一方、裁判所、検察庁等との密接な連絡を保ちまして法律実施のために必要な諸法規の立案を進めておるわけでございます。この制度も近く施行を見ることになることを期待いたしておるわけでございます。

この八十七名、九十三名の増員の見合ひをいたしまして監獄の百八十名の減ということがこの次に現われるわけでございますが、監獄におきましてこの百八十名は、只今申上げました少年鑑別所及び保護観察所の増員に當りまして増員を全体として抑制しようとする予算上の建前から、新規増を避けましてここに振替えを認めて監獄の百八十名の減を以てこれに充てることになつたのでございまして、

それから新規増の点につきまして申し上げます。それは最初の頁を御覧頂きますと下のほうの欄に二百二十七名という数字がございまして、入国者収容所二百二十七名、これが純増になるのでございまして、この新規増につきまして、二百二十七名の内訳をいたしまして、一般職員が四十六名、警備官百八十一名を予定いたしておりますが、これは昨年の九月でございまして、閣議決定を以ちまして新年度から大村の入国者収容所に附置されます第二収容所の管理並びに警備要員の職員でございます。二十七年年度の補正予算におきまして、この警備官百八十一名のうちの百五十名はすでに常勤公務者として計上をみておる次第でございまして、この新収容所は出入国管理令所定の送還該

当者で差当つて本國へ送還することの
できない朝鮮人の収容に充当するもの
でございまして、予算一億七千万円を
投じまして収容能力一千名の収容所を
新年度早々開所するという予定で現在
に至つておりますが、いろいろ台風そ
の他の關係で工事が多少遅れまして今
月中に竣工をみる予定でございませ
が、この百八十一名の警備官のほかに
一般職員として四十六名でございま
す。これは千名の収容者を管理いたし
ます上で給食であるとか医療というよ
うな面の管理要員でございまして。あ
の警備官はこの一千名の収容警備に当
る人員でございまして。これが二百二
十七名の新規増の理由でございませ

というふうな飛行機の発着します港
もあるわけでございますが、その波
止場におきましてパトロール・チェツ
ク・ポイントと申しまして、正式にパ
スポートを持つて入つて参ります中に
密入国を企てる者が最近相当ございま
すので、こういう人々を取り締まるた
めのパトロール・チェツク・ポイントの
新設。それから港におきまして常時給
から上つて参りますが、その際に一々
調べるでございまして、そのために
船に警備官を乗せて置くというふうな
ことで、いわゆる乗船管理と申しま
す。か、そういうふうな仕事のために
三百名の定員を使ひたいのでござい
ます。御承知のように入国管理の仕事
は、戦前におきましては内務省の警
保局が指令を出しておられまして、水
上警察署の力、並びにいわゆる外事
寮というふうな面で取扱つておられ
たのでありますが、占領軍当局におき
まして、そういう制度はいけな、國際
的な制度に改め、特に警察國家になら
ないよう、特別の教養を持つた入国審
査官、警備官というふうな者を配置し
まして外国人に対する管理を公正にせ
いという趣旨で、再三再四日本政府に
命令をされたのでございまして、い
ろの事情で遅延が延びておりました
のが、漸く二十五年度の十月に入国管
理庁としてこの役所が発足いたしました
のでございまして。その当時は僅かに六、七
百人の定員で全国の十何カ所の管理事
務所を設けましてやつておりました
のですが、なか／＼仕事が多いのでござ
いまして、定員では到底賄ひ得ない
という状態であつたのでございませ

年、少し定員増をして頂きましたが、
今回も五百二十七名でございませ
増員ということになるわけではござ
いませ、これだけの増員を以ていたし
てもなお甚だ不足を感じておりま
す。と申しますのは、最近の一例を申
上げれば、我が國におきまして特に東
京都下においていろいろ國際賭博場な
どが開設されておるといふようなこと
もあるようでございますが、そこらに
入つて参ります関係者はどういふ
な経路で入つて来るかと申しますと、
勿論正式のパスポートで入つて来た者
もございませ。これは問題ないので
ございませ。が、密航で入りますのに、朝
鮮の人たちは朝鮮半島から対馬を経由
しまして夜陰に乘じて船で二十人、三
十人団体を組んで入つて来る。これが
一般の不法入國の方法でございませ
が、一番我々のほうで智能的に困りま
すのは、例えば香港であるとかそうい
う大陸から堂々と船に乗つて参るの
でございませ。その船に乗つて参りま
して勿論パスポートを持つておりませ
ん。従つて正式には上陸しないのであ
りませ。給が波止場にとまつており
ます。船員に化けまして上陸をいた
して来る例が非常に多いのでありま
す。船員は一般の乗客と違ひまして、
パスポートがなくとも船員としての船
員手帳というものがございませ。それ
が早晩立つたのでございませ。港で
船を抜くために一時上陸を許してあり
ますが、その船員に化けて上つて来
る、これが非常に多いのでありませ。
ところが我々のほうにおきまして入國審
査官、警備官というものが手薄のため
にその船に對しまして一々船員が上る
ときにブリッジで首実検をするといふ
ところまで行き得ないのでございま

す。横浜のごときは毎日三十ばいも船
が入つておる。そういうときに僅か警
備官が数十名しかおらないといふこと
でございませ。やはり警備官も交代
交代でやつておりますので非常に手薄
なものでございませ。従ひまして今回
の三百名の増員を頂きますれば、この
港に配置いたしました、これらの堂々
と不法入國をして参ります智能的の密
入國者に對しまして先ず十分な管理が
できることと期待をいたしておるわけ
でございませ。なお数字を申し上げま
して甚だ恐縮でございませ。この三百
人は大体どういふふうに分配するか
と申します。一つの試案を申し上げます
ば、東京の管理事務所に五十名、横
濱の管理事務所に六十名、仙合には十
五名、札幌には二十名、名古屋には十
八名、神戸には五十名、下関には三十
名、福岡には四十名といふようなこ
とで一応計画を立てておるわけござ
いませ。なおこの増員につきまして御
質問に應じてお答えを申し上げます
と思ひます。

最後に定員減のことを申し上げたい
と思ひます。それは第一頁の真中辺に十
名の減といふのがございませ。これは
大臣官房におきまして十名の人員を減
らすといふことでございますが、昭和
二十七年八月に行われました行政機構
改革の際に廃止されました長官秘書
の人員六名、並びに外務省の外局から
法務省の内部部局として移管されまし
た入国管理局の人員のうち、管理事務
担当者の一部十六名を官房に移し換え
たのでございませ。二十八年度の予
算査定におきまして大蔵省から右の移
し換えの人員のうち十名を削除するよ
うにといふふうに求められたのでござ
いませ。この機構改正に伴ひまして
改竄部局の人員の削減はひとり法務省
だけの問題ではないので、各省共通の
ものでございませ。で、法務省におき
ましても大蔵省の意見にやむなく同意
をいたしましたという事情に相成つてお
ります。従ひまして通算いたします
に、少年鑑別所八十七名の増員、保護
観察所の九十三名の増員は、監獄の百
八十名の定員を減にいたしました。こ
れでプラス・マイナス・ゼロになる。
入国収容所の二百二十七名の新らしく
増員になりました。これはすでに建物
ができておる、このためこれだけの人
が要するといふことでございませ。結局
入国管理事務所に警備官三百名を殖や
すといふことは一番の眼目にならうか
と存じます。そうして十名の減に合せ
まして法務省といたしまして五百十七
名の新規増といふことになる次第で
ございませ。

○松原一彦君 入国管理局の扱いま
したものは、今日まで朝鮮人のみでござ
いませ。か、なおその他の不法入國とい
うものはあるのございませ。か、伺
います。

その次の頁に一番最後の欄に入国管
理事務所三百名の新規増という数字が
出ておりますが、これを御説明申上げ
ます。これは警備官三百名を増員いた
すのでございませ。全国に十二ござ
います。各入国管理事務所におきま
して違反調査の強化に當る要員でござ
いませ。違反調査、仮放免者の動靜調査
並びに各事務所所屬しております収
容場の警備力を増強する。収容場と申
しますのは、例えば密入國者を仙合で
つかまえた場合、それを大村収容所に
全部集めまして一括しまして朝鮮の釜
山に毎月一回船を出して帰しておるわ
けでございませ。各十二の事務所
に、ある所ない所もございませ。が、
この収容場というものが附置されてお
りませ。そこに大村に行くまで僅か
の期間滞在するといふ設備があるわけ
でございませ。この収容場の警備力を
増加いたしたい。それから第二番目
は港におきまして、港と申しまして
開港場もございませ。羽田、岩国

というふうな飛行機の発着します港
もあるわけでございますが、その波
止場におきましてパトロール・チェツ
ク・ポイントと申しまして、正式にパ
スポートを持つて入つて参ります中に
密入国を企てる者が最近相当ございま
すので、こういう人々を取り締まるた
めのパトロール・チェツク・ポイントの
新設。それから港におきまして常時給
から上つて参りますが、その際に一々
調べるでございまして、そのために
船に警備官を乗せて置くというふうな
ことで、いわゆる乗船管理と申しま
す。か、そういうふうな仕事のために
三百名の定員を使ひたいのでござい
ます。御承知のように入国管理の仕事
は、戦前におきましては内務省の警
保局が指令を出しておられまして、水
上警察署の力、並びにいわゆる外事
寮というふうな面で取扱つておられ
たのでありますが、占領軍当局におき
まして、そういう制度はいけな、國際
的な制度に改め、特に警察國家になら
ないよう、特別の教養を持つた入国審
査官、警備官というふうな者を配置し
まして外国人に対する管理を公正にせ
いという趣旨で、再三再四日本政府に
命令をされたのでございまして、い
ろの事情で遅延が延びておりました
のが、漸く二十五年度の十月に入国管
理庁としてこの役所が発足いたしました
のでございまして。その当時は僅かに六、七
百人の定員で全国の十何カ所の管理事
務所を設けましてやつておりました
のですが、なか／＼仕事が多いのでござ
いまして、定員では到底賄ひ得ない
という状態であつたのでございませ

年、少し定員増をして頂きましたが、
今回も五百二十七名でございませ
増員ということになるわけではござ
いませ、これだけの増員を以ていたし
てもなお甚だ不足を感じておりま
す。と申しますのは、最近の一例を申
上げれば、我が國におきまして特に東
京都下においていろいろ國際賭博場な
どが開設されておるといふようなこと
もあるようでございますが、そこらに
入つて参ります関係者はどういふ
な経路で入つて来るかと申しますと、
勿論正式のパスポートで入つて来た者
もございませ。これは問題ないので
ございませ。が、密航で入りますのに、朝
鮮の人たちは朝鮮半島から対馬を経由
しまして夜陰に乘じて船で二十人、三
十人団体を組んで入つて来る。これが
一般の不法入國の方法でございませ
が、一番我々のほうで智能的に困りま
すのは、例えば香港であるとかそうい
う大陸から堂々と船に乗つて参るの
でございませ。その船に乗つて参りま
して勿論パスポートを持つておりませ
ん。従つて正式には上陸しないのであ
りませ。給が波止場にとまつており
ます。船員に化けまして上陸をいた
して来る例が非常に多いのでありま
す。船員は一般の乗客と違ひまして、
パスポートがなくとも船員としての船
員手帳というものがございませ。それ
が早晩立つたのでございませ。港で
船を抜くために一時上陸を許してあり
ますが、その船員に化けて上つて来
る、これが非常に多いのでありませ。
ところが我々のほうにおきまして入國審
査官、警備官というものが手薄のため
にその船に對しまして一々船員が上る
ときにブリッジで首実検をするといふ
ところまで行き得ないのでございま

す。横浜のごときは毎日三十ばいも船
が入つておる。そういうときに僅か警
備官が数十名しかおらないといふこと
でございませ。やはり警備官も交代
交代でやつておりますので非常に手薄
なものでございませ。従ひまして今回
の三百名の増員を頂きますれば、この
港に配置いたしました、これらの堂々
と不法入國をして参ります智能的の密
入國者に對しまして先ず十分な管理が
できることと期待をいたしておるわけ
でございませ。なお数字を申し上げま
して甚だ恐縮でございませ。この三百
人は大体どういふふうに分配するか
と申します。一つの試案を申し上げます
ば、東京の管理事務所に五十名、横
濱の管理事務所に六十名、仙合には十
五名、札幌には二十名、名古屋には十
八名、神戸には五十名、下関には三十
名、福岡には四十名といふようなこ
とで一応計画を立てておるわけござ
いませ。なおこの増員につきまして御
質問に應じてお答えを申し上げます
と思ひます。

最後に定員減のことを申し上げたい
と思ひます。それは第一頁の真中辺に十
名の減といふのがございませ。これは
大臣官房におきまして十名の人員を減
らすといふことでございますが、昭和
二十七年八月に行われました行政機構
改革の際に廃止されました長官秘書
の人員六名、並びに外務省の外局から
法務省の内部部局として移管されまし
た入国管理局の人員のうち、管理事務
担当者の一部十六名を官房に移し換え
たのでございませ。二十八年度の予
算査定におきまして大蔵省から右の移
し換えの人員のうち十名を削除するよ
うにといふふうに求められたのでござ
いませ。この機構改正に伴ひまして
改竄部局の人員の削減はひとり法務省
だけの問題ではないので、各省共通の
ものでございませ。で、法務省におき
ましても大蔵省の意見にやむなく同意
をいたしましたという事情に相成つてお
ります。従ひまして通算いたします
に、少年鑑別所八十七名の増員、保護
観察所の九十三名の増員は、監獄の百
八十名の定員を減にいたしました。こ
れでプラス・マイナス・ゼロになる。
入国収容所の二百二十七名の新らしく
増員になりました。これはすでに建物
ができておる、このためこれだけの人
が要するといふことでございませ。結局
入国管理事務所に警備官三百名を殖や
すといふことは一番の眼目にならうか
と存じます。そうして十名の減に合せ
まして法務省といたしまして五百十七
名の新規増といふことになる次第で
ございませ。

○松原一彦君 入国管理局の扱いま
したものは、今日まで朝鮮人のみでござ
いませ。か、なおその他の不法入國とい
うものはあるのございませ。か、伺
います。

うち五十四万、九割が朝鮮でござい
ます。ただの四万が支那、今の台湾並に
大陸の出身者でいわれる支那人であ
ります。一万程度がアメリカその他各
国の者としてこちらにございしますが、大
体そういう振合になつております。

それから密入国がどれくらいあるか
というお尋ねでございしますが、密入国
は先ほど申しましたように裏口から入
つて参るという者が大半でございま
し、やはり外国人の総人数に対する割
合と同じくらいに殆んど朝鮮の人たち
の数でございします。現在におきまして
密入国者は毎年平均いたしまして三千
人内外を捕えて調べておいて歸して
おります。それが毎年三千人ぐら
い、そのうち殆んど大部分の九割が朝鮮人
でございします。あとの少しの部分は、
曾つては沖繩から来る、或いは支那か
ら渡つて来る、朝鮮以外のものでも
ございします。もう一つの問題は、先ほど申
しましたように港で船員に化けて入つ
て来るというのがあるわけですが、これ
は支那が多いように思ひます。それか
らもう一つは、船員自体が船に乗り遅
れまして、いわゆるミス・シッブと申
しまして、一晩どこかにしげこんでし
まつて、船が出るのにかまわず残つて
おる。悪意で日本に残つておるとい
うのもその中にあるわけでありすが、
酔つぱらい過ぎて歸れなかつたとい
うのもございします。これはなか／＼ばか
になりませんので、毎日そういうのを
横浜の収容所で収容いたしております
が、その人数が多いときには七十名、
平均いたしまして三、四十名あるわけ
です。それは同じ会社の船が来まし
た際に乗せて返してやりますので、数日
間横浜の収容所に泊めておくというこ

とになつております。

先ほど収容所の説明をいたしましたの
ですが、入国者収容所と申しますのは、
横浜が一つと、それから長崎県の大
村に一つ、二カ所にあるわけござ
います。横浜にありまして収容所は、主
として白人の船員、ミス・シッブ、その
他のために必要でございしますので横
浜に設けたのでございしますが、長崎の大
村にございしますのは主として朝鮮の人
たちのためにございします。現在収容所
があるわけでございますが、これはや
はり、この二百二十七名の定員を以ち
まして今開設いたしております。それ
は収容力が最初は一人名と言つておつ
たのでありますが、それは子供やなん
かを入れました話でありまして大体
七百人ぐらしか入れない。そして
現在におきましては、そのうちの四百
人というものは朝鮮の人たちでありま
して、特に密入国でない人たちが四百
人ばかりおるわけですが、これはどうい
うことかと申しますと、昨年の五月十
七日に大村から船を出しまして、朝鮮
に密航者一同を送り返したのでありま
すが、その際に韓国側におきまして百
二十五名だけ受け取れないと言つて逆送
還をして来たのであります。その受取
れない範疇は如何なるものであるかと
いふと、密入国者でなくて終戦前から
日本におつた連中で、そして外国人
登録令違反というかどで返されたので
ございします。例えば外国人は皆外人
登録者の証明書というカードを持つて
おつたのであります。日本におる間は
登録をしなければならぬ。ところがそ
の登録を偽造いたしましたたり、或いは
登録を全然しなかつた、潜つておつた
という人たちが相当おつたのでありま

すが、それに加えて併合罪で窃盗
したり、横領したり、まあいろいろな
犯罪があつたのであります。そういう
犯罪を犯しまして併合罪で一年以上
の刑を受けておるといふものが前の外
国人登録令で返す対象になつておつ
た。それをすでに前後七回に亘りまし
て、そういう人たちが入れて密入国者
と一緒に登録令違反という事で返し
ておつたのであります。それが第八
回目、昨年五月十七日のときに、ど
つこい待たつたということで、百二十五
名だけ受け取れないという事態が起きた
のであります。これは平和条約発効
後、日韓会談に關係のあるような
から、日韓会談から日本におつた人は受
取らないという理由で受け取らなかつた
のであります。我が方といたしまして
は、十分な理由があるわけではござ
いしますが、そういういわゆる密航者でな
い、手続違反者の数が、百二十五名が
だん／＼ふえまして今四百名になつ
た。従つてそういうような向うで受取
らない、而も返さなければならぬとい
うような人たちが当分続くのではない
かという見通しの下に、新しく収容所
を設けなければならぬというのが一つ
の理由になつておるわけでありま
す。

○松原一彦君 その新収容所が新たに
一千名を収容するといふ御計画です
か、従来の拡充としての一千名です
か。

○政府委員(鈴木一君) 新しく千名
を更に収容したい。従つて大村収容所
は第一収容所、第二収容所と並んでお
りまして、第一のほうは七百名の収容
力がある、今度千名の収容力を加えよ
うということですが、

○松原一彦君 実は私も大村を見て来
たのですが、私の見た當時には木造の
収容所で、それに暴動が起つて、大変
こわした跡があつて、万止むを得ずそ
れの外側に鉄筋コンクリートの二重の
塀を作つて上に監視を立てて、まあ刑
務所よりもつと手きびしいくらいな
大変さびしい、逃走を防ぐであらう装
置を作つておられた。誠に痛ましい情
景を見て参つたのですが、今度お作り
になる新収容所も丁度あつた形式の
ものでございしますか。

○政府委員(鈴木一君) 非常にいいと
ころを見て頂きまして感謝に堪えない
のであります。今度の新しいものは
外側の塀は大体今作つておりますの
と同じ程度でございします。ただ塀を非
常に広くとりまして、中に約六棟二階
建てでございまして、野球がでるくら
いの運動場もできておるのでありま
す。この塀の内部におきましては極め
て自由、一部屋、一部屋鍵をかける
という事はなしに、これは刑務所と
違ひまして、給待ちという観念で外国
人を扱つておるわけではございするの
で、最も人道的な取扱をいたして明る
い気持ちで船を待つておるといふ思想の
下に新しく作つておりますが、今度の
は非常に気分がよい建物のであります。

○松原一彦君 それは結構です。私ど
もが行つたときに訴えられたのは、外
にある洗面所に出すことを許さな
い、数日間太陽の光を受けていな
い。家の中だけに閉じ込められてお
るという訴えに言つておりました。
今度できますのが野球場までも有
するほどの広さがあるというなら大変
願ひしいのですが、従来の第一の

ほうは非常に窮屈ですが、あれもあの
ままお使いになるのでしょうか、伺
います。

○政府委員(鈴木一君) 第一の収容所
は恐らく昨年の十一月十一日の集団脱
走が未遂に終りました。その直後に
おいで頂きまして非常な緊張して
全部禁足したというふうな状態のこ
ろであつたと思ひますが、現在ありま
すのを余り細かく今仕切つてございま
すが、あつたことは申しないで、あれ
を改造いたしまして、先ほど申しまし
た新しい収容所の趣旨に副つたような
使用をいたしたいと思ひます。

○松原一彦君 それは誠に結構です
が、見ると、家族の集団的な者が相当
多い。親子、夫婦、子供連れというよ
うな者があつたのですが、あれはやはり
あつたを以て刑務所に男女を監房
別にしておつたといつたようなこと
なくおいでになるのでしょうか。その
辺の事情は如何でしょうか。ついでに
今日彼らに与えておる食費はどうなつ
ておるのでしょうか。その類もお聞き
したい。

○政府委員(鈴木一君) 只今の取扱の
問題でございしますが、刑務所と違ひま
して船を待つという意味で収容してお
るという狙いから、夫婦連れ或いは子
供連れをそのまま収容いたすつもりで
ございしますが、新しい収容所におき
ましては、大体二十人くらい入れます
部屋を幾つも作つておまして、まあ
満員になりますれば別でございしま
すが、そうでない場合には、或る程度一
家族ずつ入れるというふうなことも可
能であるように作つておるわけござ
います。それから却つてこの親子、或
いは夫婦などやかにあの中に生活して

その他の埠頭の船音に聞きましては

昨年の分といたしましては、この表の初めにございます電信事務の増加に伴う増の十二名、第二に海外移住局の設置に伴う増加の六名、神戸の移住斡旋所の開設に伴う増七名、それと只今申上げました在外公館の新設拡充に伴う九十四名、計百十九名、減員の分といたしまして内部管理事務の減少に伴うもの二十四名の減、外地の残務処理事務の減少に伴う減が一名、在外公館借入金整理事務の減少に伴う減が五名、外務省研修所の研修計画の縮小に伴う二十名の減、以上五十名の減となりまして差引増が六十九名、こういうふうになつておる次第でございます。

以上が外務省定員の大略の説明でございます。

○委員長(小酒井義男君) 只今の説明について御質疑ございますか。
「なし」と呼ぶ者あり

○委員長(小酒井義男君) ちよつと一点だけお聞きしておきますが、この減員の五十名はどこか職場転換などで新らしく増員のため振向けるといふことになりますか、その点どうですか。

○政府委員(大江晃君) 現実には出血は出ておりません。

○委員長(小酒井義男君) それでは外務省関係は質疑はほかにないようでしたら、これで本日は質疑を打ち切ることといたして御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(小酒井義男君) それでは行政機関職員定員法の一部を改正する法律案に関する質疑は次回に続行することといたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十一分散会

七月十八日本委員会に左の事件を付託された。

一、傷い軍人の恩給復活に関する請願(第二〇〇七号)

一、軍人恩給復活に関する請願(第二〇一四号)(第二二四九号)(第二二六二号)

一、二等症患者の処遇に関する請願(第二二八四号)

一、結核戦病者の恩給に関する請願(第二二八八号)

一、戦没者遺族の扶助料復活等に関する請願(第二二一六号)

一、恩給改訂に関する請願(第二三六〇号)

第二二〇七号 昭和二十八年七月三日受理

日受理 傷い軍人の恩給復活に関する請願

請願者 兵庫県津名郡岩屋町八五四 野島芳雄外三十名

紹介議員 岡崎 眞一君

一、一般公務員においては同程度の項款症者に災害補償法により増加恩給ならびに傷い年金が支給されている事実を鑑み、(一)七項症に対して増加恩給を復活支給すること、(二)一款症から四款症までに対し傷病年金を復活支給すること、(三)特別項症から第七項症まで現在人員により家族加給を支給すること等の実現を図られたいとの請願。

第二二〇一四号 昭和二十八年七月三日受理

日受理 軍人恩給復活に関する請願(四通)

請願者 和歌山県北基五兵衛町 一一 志摩庚子郎外九百三十五名

紹介議員 徳川 頼貞君

軍人恩給の復活に當つては、(一)公務死に遺族扶助料を最低月額三千円とする程度に下級者の倍率を増加すること、(二)戦傷者第七項症増加恩給を復活すること、(三)従軍加算を復活すること、(四)戦争受刑者に対しては刑死者を公務死に等しと取り扱ふこと、(五)在職年通算については引き続き勤務したことの条件を削除すること、(六)恩給金庫を設ける等の措置を講ぜられたいとの請願。

第二二四九号 昭和二十八年七月六日受理

日受理 軍人恩給復活に関する請願

請願者 岐阜市雲井町二ノ一 谷口弥兵衛外千四百四名

紹介議員 松原 一彦君

この請願の趣旨は、第二二〇一四号と同等である。

第二三六一号 昭和二十八年七月八日受理

日受理 軍人恩給復活に関する請願

請願者 千葉県茂原市高師四二〇 鈴木俊三外三百五十四名

紹介議員 川口爲之助君

この請願の趣旨は、第二二〇一四号と同等である。

第二二八四号 昭和二十八年七月四日受理

日受理 二等症患者の処遇に関する請願

請願者 富山県東礪波郡城端町 国立療養所北陸荘内 石渡正好

紹介議員 館 哲二君

戦傷病者、戦没者遺族等援護法および新しく制定されようとしている軍人恩給法から除外されている内地発病者すなわち二等症患者は、徴兵検査および入隊時の身体検査の際には軍公務に支障ない者と認められて勤務していたにもかかわらず、内地で発病した故に非公務と不合理であるから、二等症患者を一等症患者と同等に処遇せられたい。なおこれが実現困難の場合は暫定的措置として国家公務員共済組合法に準ずる保障措置を制定実施せられたいとの請願。

第二二八八号 昭和二十八年七月四日受理

日受理 結核戦病者の恩給に関する請願

請願者 富山県東礪波郡城端町 国立療養所北陸荘内 石渡正好

紹介議員 館 哲二君

軍人恩給の復活ならびに傷病恩給の大幅な改正が実現されようとしているが、胸部疾患の戦病者で増加恩給の受給資格者は、現行の傷病恩給制度の上では、同じ傷い軍人でも戦傷者に比較しいちじるしく不平等な取扱を受けており結核症の特殊性とその作業能力という点を理解されず社会的恩恵から放置されているから、恩給表別表の項症別条項中に結核の具体的項症条件を記入し、胸部疾患者の傷病恩給の項症基準を現行規定より二項症引き上げられたいとの請願。

第二三二六号 昭和二十八年七月七日受理

日受理 戦没者遺族の扶助料復活等に関する請願

請願者 岡山県上房郡上水田村 遺族会内 本多鶴吉

紹介議員 加藤 武徳君

第十五国会が解散されたため遺族関係諸問題は解決の一手手前で不成立となつてゐるから、戦没者遺族に対する恩給法による公務扶助料の復活を図るとともに、戦傷病者戦没者遺族等援護法を改正せられたいとの請願。

第二三六〇号 昭和二十八年七月八日受理

日受理 恩給改訂に関する請願

請願者 石川県金沢市仙石町教育会館内退職公務員連盟内 北村伊三郎外千四百十名

紹介議員 井村 徳二君

昭和二十八年年度の予算案作製に當り、政府は十三億円の恩給スライドアップ費を計上したが、その後において突如所要経費を削減したことは、受給者の遺憾に堪えないところであり、その意を解するに苦しむものであるから、すみやかに恩給のスライドアップを実施するよう措置を講ぜられたいとの請願。